

北海道新幹線札幌延伸推進会議開催要領

(設置目的)

第1条 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)における新幹線建設工事の進捗等及び今後の見通しなどについての情報を関係者間において共有するとともに、広く道民に周知することを目的に、「北海道新幹線札幌延伸推進会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)建設工事の進捗状況の把握
- (2) 北海道新幹線(新函館北斗・札幌間)の整備に関する有識者会議における検討内容の把握
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる機関の代表者をもって構成する。

- 2 会議の座長は北海道知事とする。
- 3 北海道知事が不在の時は、北海道副知事がその職務を代理する。

(会議)

第4条 座長は、会議(書面開催を含む)を招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要に応じて、前条第1項に掲げる者以外の者に会議への出席を求めることができる。

(運営)

第5条 会議は公開とする。

(幹事会)

第6条 会議を円滑に進めるため、別表の機関から選出した幹事をもって構成する幹事会を設置する。

- 2 幹事会の座長は、北海道副知事とし、必要に応じて招集する。
- 3 座長は、必要に応じて本条第1項に掲げる者以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課に置く。

- 2 会議に係る事務については、北海道、国土交通省鉄道局及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構により処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は令和6年7月23日から施行する。

(別表)

札幌市
小樽市
北斗市
倶知安町
木古内町
八雲町
長万部町
北海道商工会議所連合会
北海道経済連合会
北海道建設業協会
北海道観光機構
北海道旅客鉄道株式会社
国土交通省鉄道局
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北海道
北海道議会